

令和元年度 第1回尾道市総合教育会議

令和元年11月29日午後0時45分～
教育会館2階会議室

1 市長あいさつ

2 協議

- (1) 市全体で連携して取り組む教育施策について
- (2) 学力向上の取組について
- (3) その他

第1回尾道市総合教育会議 出席者名簿

尾道市

市長	ひらたに ゆうこう 平 谷 祐 宏
----	----------------------

尾道市教育委員会

教育長	さとう まさひろ 佐藤 昌 弘
教育長職務代理者	おくだ ひろひさ 奥田 浩 久
委 員	とよた ひろこ 豊田 博 子
委 員	むらかみ まさのり 村 上 正 則
委 員	きそ なみ 木曾 奈 美

説明員

市長部局

参事（少子化対策担当）	むらかみ ひろあき 村上 宏昭
-------------	--------------------

教育委員会事務局

教育総務部長	まつお ひろし 松尾 寛
学校教育部長	すぎはら たえこ 杉原 妙子
教育委員会庶務課長	さいとう なおゆき 齋藤 直行
主幹（学校施設整備担当）	すえくに てるあき 末國 照明
生涯学習課長	うつみ なおこ 内海 直子
因島瀬戸田地域教育課長	しんたく みわ 新宅 美和
美術館長	しまだに とよゆき 島谷 豊幸
学校経営企画課長	こやなぎ てつお 小柳 哲雄
教育指導課長	とよた ひろや 豊田 浩矢

協議 1

市全体で連携して取り組む教育施策について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項第1号の規定により、市全体で連携して取り組む教育施策について、次のとおり協議する。

(1) 防災・安全に関する連携の推進 ・生徒指導の実態と課題改善

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

防災・安全に関する連携の推進

1 生徒指導の実態と課題改善に向けて

(1)いじめについて

①認知件数

	H29	H30	R1 (9月末現在)
小学校	37件	61件	18件 (H30.9末: 24件)
中学校	34件	26件	20件 (H30.9末: 10件)
合 計	71件	87件	38件 (H30.9末: 34件)

○件数については、増減があり、一概に「いじめ」が増えたと言い切れる状況ではない。

いじめの認知件数が増えたことは、積極的認知に努め、早期発見・早期対応につなげた結果であるととらえている。

○特定の学校で多いという状況ではない。どの学校にも起こるものだという認識である。

○昨年度発生した事案は、解消率は100%であるが、関係する児童が双方転校したという事案もあり、問題が複雑化しているケースがある。

②主な態様(H30)

	小学校	中学校
1	嫌がらせ(22)	嫌がらせ(9)
2	たたかれたり、けられたり(14)	悪口(8)
3	悪口(14)	たたかれたり、けられたり(4)
4	仲間外し(2)	からかい(2)
5		仲間外し(1)

③市教委の取組

◎未然防止の徹底（早期発見・早期対応）

- ・校長会、サブリーダー研修会等での指導
- ・学校訪問時の個別の指導

◎「実態把握」「寄り添い」「スピード」

- ・「いじめの問題への取組の徹底に向けて」、「尾道市におけるいじめ問題に係る今後の取組について」(平成29年11月)

○SSW、SS、SC、関係機関（警察等）との連携

→小さなトラブルも見逃さない

○アセス（学校環境適応感尺度）の実施（年間2回）

→学級への満足度や個別の状況を客観的に把握し校内研修等で活用する等、情報を校内で共有

○実態把握→個別の指導記録の作成による情報共有等

○授業改善→生徒指導の三機能を生かした授業づくり

○特別活動の充実→活躍の場、認められる場の保証

○指定校の取組の還元→好事例の紹介等

○事案発生後3カ月をめどに、該当の学校にその後の取組（進捗）状況の確認

→「いじめ」の解消の有無を確認し、必要な支援や指導を行う。

(2)不登校について

①不登校児童生徒数

	H29	H30	R1(9月末現在)
小学校	43名	37名	24名(H30.9末:18名)
中学校	97名	131名	78名(H30.9末:85名)
合計	140名	168名	102名(H30.9末:103名)

○全体的には増加傾向（特に中学校で増えている。）

○H30：新たな不登校児童生徒が増加（42%）<※みらいプラン2目標値：30%>

→中1で急増（新規の不登校生徒60%）：「中1ギャップ」

②新規の不登校の主な要因(H30)

	小学校(21名)	中学校(49名)
1	人間関係〔築けない、トラブル等〕(6)	人間関係〔トラブル等〕(11)
2	不安などの情緒的混乱(4)	不安などの情緒的混乱〔人と関わるのが苦手等〕(8)
3	家庭環境の変化(2)	家庭の養育力無(6)
4	学業不振(2)	病気等(6)
5	担任への不信感(2)	転校・引越し・家庭環境の変化等(5)
6	兄姉も不登校(2)	学業不振、進路への不安(4)
7	交通事故から怠惰(1)	険悪な親子関係(4)
8	いじめ(1)	無気力〔非行型〕(2)
9	家庭の養育力無(1)	いじめ(1)
10		体力面〔しんどい〕(1)
11		不明(1)

③市教委の取組

○実態把握→個別の指導記録の作成による情報共有等

○アセスの活用

○授業改善→生徒指導の三機能を生かした授業づくり

○特別活動の充実→活躍の場、認められる場の保証

○SC、SSW、関係機関等との連携

→貧困やネグレクト等の関係もあることから、子育て支援課や社会福祉課等の市の関係課との連携

○指定校の取組の還元→好事例の紹介等

○教育相談連絡協議会の実施(月1回)

○適応指導教室との連携（「因島瀬戸田地区」での適応指導教室の開設(月1回程度)）

協議 2

学力向上の取組について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項第1号の規定により、学力向上の取組について協議する。

- (1) 学力向上の取組
- (2) 学校における働き方改革
- (3) 教育環境の整備

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

学力向上の取組について

1 小中学校における学力向上について

全国学力・学習状況調査の結果

○令和元年度（県内14市中順位）

<小学校> 12位（対県比-1） ※H30：6位（対県比+0.6）

<中学校> 6位（対県比±0） ※H30：9位（対県比-0.6）

→昨年度に比べ、中学校は正答率及び市別順位共に上昇したが、小学校は共に下がった。

○原因

①中学校

- ・授業力向上研修会等を活用しながら、授業改善が進んできている。
→ICTの効果的な活用（導入、教材の提示等）
- ・補充学習等に積極的に取り組んでいる。
- ・校長が授業を参観する頻度も増えるなど、校長を中心とした学校全体での授業改善が進みつつある。

②小学校

- ・今年度は、大規模校の正答率が低かった（栗原小・高須小）
- ・年によって正答率の変化が大きい学校がある。（学年間で差が顕著）
→担任任せで、組織的な授業改善が進んでいない学校もある（学校間格差）
- ・漢字の書き取りのような、基礎的な問題の正答率が県と比べると低い
→繰り返し学習やドリル的な学習が不十分

○市教委の取組

◎「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す

①小学校低学年からの取組の重視

- ・小学校1年生担任者研修会の実施
→小1で指導すべきことの共有（学習規律、幼保との接続）
- ・学力調査（市）の小1からの実施（国・算：12月）
→1年生から学力の定着状況を把握し、その学年でつけるべき力はその学年で確実に身につけさせて進級、学力の定着状況の引継ぎ（データ）
- ・幼保小連携（県教委の幼保小連携事業の活用）

②中学校授業力向上研修会の実施

③小中連携の推進

- ・校区の公開研究等の学校への参加（原則全員）
- ・小中合同での校内研修等の実施

④市内で統一した基本的な授業イメージの共有

- ・「振り返り」の確保と内容の充実

⑤「学びの変革」推進協議会の充実

⑥学習支援講師や授業アシスタントの配置

⑦読書活動の推進

- ・学校司書の各校への定期的な訪問による環境整備

学校における働き方改革について

教員が子供と向き合う時間を確保することにより、教育の質を向上させ、尾道教育みらいプラン2で目指す、「夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く子どもの育成」を実現させるため、学校における働き方改革を推進しています。

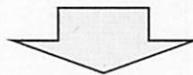
【平成30年10月】

「学校における働き方改革取組方針」「運動部活動の方針」策定

【目標】平成33年度末まで

- ・子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合 80%以上
- ・時間外勤務が月80時間を超える教職員の割合 0%

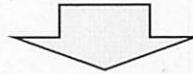
今年度の主な取組



【令和元年度】

- ・チーム学校として、教員とは異なる専門性や経験を有する専門スタッフ（特別支援教育支援員、SSW、教務事務支援員等）の配置
- ・サブリーダー研修会（年7回）で業務改善の好事例を発表、普及
- ・「文化部活動の方針」策定
- ・保護者、地域の協力を得て勤務時間外の電話対応時間の目安を設定
- ・統合型校務支援システムの年度内の導入、仮運用

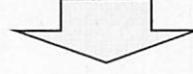
現 状



【平成30年6月】⇒【令和元年6月】

- ・子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合
66.2% ⇒ 68.9%
- ・時間外勤務が月80時間を超える教職員の割合
16.2% ⇒ 7.2%

今後の主な取組



【令和2年度以降】

- 学校・教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備として
 - ・チーム学校として、教員とは異なる専門性や経験を有する専門スタッフ（特別支援教育支援員、SSW、教務事務支援員等）配置の充実
 - ・統合型校務支援システムの本格運用による業務の効率化
- 教職員全体の働き方に関する意識改革として
 - ・教職員へのストレスチェックの導入

教育環境の整備について

1 空調設備等の整備

子どもたちの健康面・学習効率を考慮し、令和元年6月末までに一日の大半を過ごす普通教室等に空調設備等を整備した。今後は、追加教室など必要に応じて整備を進める。

小中学校普通教室空調設置率	各年度の整備基数				計
	普通教室	特別支援教室	音楽教室		
平成30年度末	14.7%	106教室	32教室	13教室	151教室
令和元年度末	100%	206教室	69教室	20教室	295教室
計		312教室	101教室	33教室	446教室

2 トイレの洋式化

校舎の各階及び屋内運動場のトイレに、できるだけ早期に男子用1基、女子用2基の洋式便器改修。令和2年度に目標としている洋式化率50.0%を達成するよう引き続き整備を進めています。

小中学校洋式化率	各年度の洋式化基数（見込みを含む）			
	小学校	中学校	計	
平成29年度	30.0%	32基	25基	57基
平成30年度	39.8%	98基	74基	172基
令和元年度	49.6%	114基	75基	189基
令和2年度	51.2%	30基	0基	30基
計		279基	174基	448基

※ 校舎・屋内運動場の改築・解体、大規模改修に伴う洋式化の増減を含む

3 課題

児童生徒が集中して学習できるよう、学びやすい環境づくりをさらに進めていく必要がある。

協議 3

その他

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項第1号の規定により、その他について協議する。

(1) 3 小学校の統合

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

久保・長江・土堂小学校の耐震化に係る検討結果について

1 3小学校を取り巻く現状

(1) 校舎の耐震性

- ① 久保小学校 IS 値 0.39
- ② 長江小学校 IS 値 0.08~0.20
- ③ 土堂小学校 IS 値 0.16~0.29

※ IS 値

0.3 未満…震度6強の大規模地震が発生した場合、倒壊する危険性が高いと言われている。

0.3~0.6 未満…震度6強の大規模地震が発生した場合、倒壊する危険性があると言われている。

(2) 土砂法の指定（見込み）

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ① 久保小学校 敷地東側の一部が警戒区域指定（見込み） | 影響小 |
| ② 長江小学校 敷地東側が特別警戒区域指定（見込み） | 影響大 |
| ③ 土堂小学校 敷地の一部と後背地が特別警戒区域指定 | 影響大 |

(3) 児童数の推移

平成20年度～30年度において3地区内の児童数は、18%減少。（年平均2.2%減少）。将来的にも減少することが予想される。

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ① 久保小学校 今年の入学児童13名（11名） | 令和7年（15名） |
| ② 長江小学校 今年の入学児童30名（15名） | 令和7年（11名） |
| ③ 土堂小学校 今年の入学児童46名（9名） | 令和7年（5名） |
| 計 89名（35名） | （31名） |

※（ ）は地元児童数

2 校舎の耐震化について

(1) 経緯

平成28年度までにそれぞれ行った耐震診断の結果や昨年の西日本豪雨等も踏まえ、これまで次のとおり整備方針をお示しし、保護者の皆様のご意見も伺う中で検討を続けてきましたところです。

- ① 久保小学校 老朽化のため単独改築又は3小統合改築
- ② 長江小学校 耐震化・現地改築困難のため移転改築
(長江中学校敷地又は久保小学校敷地)
- ③ 土堂小学校 耐震化・現地改築困難のため移転改築
(長江中学校敷地又は久保小学校敷地)

(2) 検討

①長江中学校敷地

- ・校舎側敷地（特別教室棟を解体し小学校校舎を建設）
義務教育学校も視野に検討したが、土砂法の警戒区域に校舎を新設することとなるため断念
- ・グラウンド側敷地（複数検討）
中学校の授業やクラブ活動に支障が生じるため断念
(中学校との共存はできない。)

②久保小学校敷地

- ・グラウンド西側において建築が可能

3 検討結果を踏まえた対応について

(1) 施設整備について

久保小学校敷地を活用し、3校統合の新設の小学校を整備
統合時期：令和5年4月をめざす
規 模：1学年2クラス体制（将来的には1学年1クラス）

(2) 目指す学校像について

(3) 校舎ができるまでの間の安全対策

- ①防災ヘルメットの配付（11月中に配付）
- ②避難訓練の充実
- ③応急避難
 - ・児童の早期の安全安心を確保するため、令和3年4月から最寄りの小学校へ応急避難（転校）。
 - ・学校選択制で通っている児童は、住居地の学校への転校も認める。